



「自分らしく」生きる。 やさしい高山市を目指して

6月に障害者差別解消法が改正されました。この法律は「障がいの有無に関係なく、個性を認め合って自分らしく生きられる社会の実現」を目的としています。行政や事業者に不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めるものです。

今回の改正により、3年以内に事業者の「合理的配慮」の提供も義務化されることになりました。

▼合理的配慮の提供とは？

障がい者が手助けをしてほしいと伝えたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

障がいの有無に関係なく お互いを尊重し合えるまちへ



事業者を応援



障がい者雇用継続支援事業

障がい者(市民)へ支払う賃金の一部を助成する制度です。

対象 障がい者雇用の法定義務のない

事業主(常用雇用労働者数43・5人未満の事業主)

助成額 障がい者1人あたり

月額5,000円

助成期間 障がい者の雇用期間

* 毎年度申請が必要

その他 国の特定求職者雇用開発助成

金などの支給対象者は、支給終了後から対象になります。

また、障がい福祉サービス事業所の利用者は対象外です。

問合せ 福祉課 ☎ 35-3356

一歩前へ!



作文・ポスター作品の募集

障がいにもつわる身近な経験や思いを作品にしてみませんか。



応募締切 8月30日(月)

* 詳細は県HPをご覧ください。

◆心の輪を広げる体験作文

テーマ 出会い、ふれあい、心の輪
〜障がいがある人となない人との心のふれあい体験を広げよう〜

応募資格 小学生以上

◆障害者週間のポスター

テーマ 障がいの有無に関わらず、誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

応募資格 小・中学生

* 最優秀賞作品1点は「障害者週間(毎年12月3日〜9日)」の広報用ポスターの原画として使用する予定です。

問合せ 県障害福祉課 ☎ 058-272-8309

手話奉仕員養成講座 (入門編)

手話奉仕員として活動するための講座です。あいさつや自己紹介をする時の手話を学びます。

期間 9月8日(水)

〜令和4年2月16日(水)

時間 午後7時〜9時

場所 市役所(花岡町2)

定員 15人(超えた場合は抽選)

参加料 無料

(別途テキスト代が必要)

申込 8月20日(金)までにTEL

問合せ 福祉課 ☎ 35-3356

すこしだけ要約筆記体験

中途失聴、難聴者へ音声を文字にして伝える「要約筆記」を学んでみませんか?(参加無料)

期日 9月4日(土)

時間 午後1時30分〜3時30分

場所 市民文化会館(昭和町1)

内容 聴覚障がいの基礎知識(講座)、要約筆記体験(手書・パソコン)

持物 筆記用具 定員 10人程度

申込 8月28日(土)までに、住所、氏名、電話番号、講座名をTEL・FAX

問合せ 県聴覚障害者情報センター

☎ 058-213-6786

FAX 058-275-6066

✉ gfrudeafcenter@waltz.ocn.ne.jp